

平成30年第 1 回定例会

(第 4 日)

平成30年 3 月22日

平成30年第1回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成30年3月22日（木）

午前10時02分開議

- 第1 議案第6号 平川市事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案第7号 平川市情報公開条例及び平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第8号 平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第19号 平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案
議案第23号 平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第25号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第53号 平成29年度平川市一般会計補正予算（第5号）案
- 第2 議案第18号 平川市尾上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例案
議案第20号 平川市道路法施行条例の一部を改正する条例案
議案第21号 平川市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案
議案第22号 平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
議案第26号 市道路線の認定について
議案第57号 平成29年度平川市水道事業会計補正予算（第3号）案
議案第58号 平成29年度平川市下水道事業会計補正予算（第3号）案
- 第3 議案第9号 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第14号 平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第15号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第10号 平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第11号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第12号 平川市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第13号 平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第16号 平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部を改正する条例案
議案第17号 平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
議案第24号 平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案
議案第54号 平成29年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
議案第55号 平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
議案第56号 平成29年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算（第3号）案

- 第4 議案第27号 平成30年度平川市一般会計予算案
議案第28号 平成30年度平川市国民健康保険特別会計予算案
議案第29号 平成30年度平川市介護保険特別会計予算案
議案第32号 平成30年度平川市学校給食センター特別会計予算案
議案第30号 平成30年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
議案第31号 平成30年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
議案第33号 平成30年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
議案第34号 平成30年度平川市簡易水道特別会計予算案
議案第35号 平成30年度平川市水道事業会計予算案
議案第36号 平成30年度平川市下水道事業会計予算案
議案第37号 平成30年度平川市広船財産区一般会計予算案
議案第38号 平成30年度平川市小和森財産区一般会計予算案
議案第39号 平成30年度平川市荒田財産区一般会計予算案
議案第40号 平成30年度平川市大坊財産区一般会計予算案
議案第41号 平成30年度平川市石郷財産区一般会計予算案
議案第42号 平成30年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
議案第43号 平成30年度平川市平田森財産区一般会計予算案
議案第44号 平成30年度平川市新尾崎財産区一般会計予算案
議案第45号 平成30年度平川市新館財産区一般会計予算案
議案第46号 平成30年度平川市沖館財産区一般会計予算案
議案第47号 平成30年度平川市葛川財産区一般会計予算案
議案第48号 平成30年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
議案第49号 平成30年度平川市原田財産区一般会計予算案
議案第50号 平成30年度平川市館田財産区一般会計予算案
議案第51号 平成30年度平川市岩館財産区一般会計予算案
議案第52号 平成30年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案

- 第5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	教育委員会事務局長	大湯 幸男
副市長	古川 洋文	会計管理者	鈴木 浩
総務部長	齋藤 久世志	農業委員会事務局長	佐藤 千代彦
企画財政部長	須藤 秀人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓子
市民生活部長	白戸 照夫	平川診療所事務長	工藤 伸吾
健康福祉部長	小林 留美子	監査委員事務局長	石田 善久
経済部長	西谷 司	教育長	柴田 正人
建設部長	木村 雅博	農業委員会会長	柴田 博明
水道部長	須藤 俊弘	選挙管理委員会委員長	内山 久人
尾上総合支所長	長谷川 尚道	代表監査委員	鳴海 和正

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	相馬 昌幸	主幹兼議事係長	長濱 貴弘
事務局次長補佐	清藤 哲彦	主事	石岡 奈々子

○議長
(齋藤政子議員)

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、始めに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

総務企画常任委員会に付託した7件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長
(福士 稔議員)

おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月6日の本会議において付託された議案審査のため、3月8日、第1委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には木村祥司を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案5件、計画の変更1件、補正予算案1件、計7件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第6号平川市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、機構改革に伴い予想される効果についての質問があり、総務部長より、利点として職員同士の情報共有がこれまで以上に図られる点が挙げられる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平川市情報公開条例及び平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正に伴う行政事務の変更点についての質問があり、総務部長より、改正の内容は条例の対象となる内容の詳細について明文化したものであり、事務の取り扱いが変わるものではなく、これまでどおり個人情報については万全を期して取り扱いを行う旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可

決されました。

次に、議案第8号平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、報酬の金額を改める根拠についての質問があり、総務部長より、県内の他市における報酬の平均額と当市の金額を比較した結果である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、船岡集会所が廃止となった後の近隣住民による集会等の際の対応についての質問があり、碓ヶ関総合支所長より、今後は平川市久吉地区公民館を利用することにより対応していく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、建設部と水道部を統合することによる地方公営企業法の適用についての質問があり、総務部長より、引き続き地方公営企業法の適用に基づいた会計方式による運営を行っていく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、計画の進捗状況についての質問があり、企画財政課長より、既に3つの事業が終了し、平成29年度中にさらに8つの事業が終了となる予定である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成29年度平川市一般会計補正予算（第5号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、継続費補正のうち小学校費に関して、工事への影響の有無についての質問があり、学校教育課長より、変更内容は補助事業に合わせ予算を変更したもので、工事に影響はない旨の答弁がありました。

また、議案説明の際に農業振興費全体で採択件数が減ったという説明があつたが、その原因と対策についての質問があり、農林課長より、認定農家等への事業説明を行っているが、実績がなかったため減額となつ

た旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成30年3月22日、総務企画常任委員会委員長、福士 稔。

(総務企画常任委員会委員長降壇)

○議長

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した議案7件について一括採決いたします。

委員長報告は、各議案とも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの7件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

建設経済常任委員会に付託した7件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長
(原田 淳議員)

改めておはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月6日の本会議において付託された議案審査のため、3月8日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、関係部長等の出席を求め、会議の書記には赤平 健を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案4件、補正予算案2件、その他1件、計7件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第18号平川市尾上農村環境改善センター条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正するに至った経緯について質問があり、経済部長より、尾上農村環境改善センターは、農村総合整備モデル事業を活用し農業者のための施設として建設したが、現在は観光拠点としても位置付けられていることから、今回のリニューアルを契機に親しみやすい名称に改正する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第20号平川市道路法施行条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、占用料の料金の設定について質問があり、建設部長より、民間における地価水準の評価額の変動を反映し、平成29年4月1日に施行された道路法施行令の占用料に合わせたものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第21号平川市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、対象となる物件についての質問があり、建設部長より、主なものとして通路橋が510件、東北電力の電柱が80本、N T Tの電話柱が34本である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第22号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正の具体的な内容についての質問があり、建設部長より、公営住宅法の改正により、認知症患者等の入居者で収入の申告が困難な場合には、市が必要な手続きを経て、これまで近傍同種の家賃で決定していた使用料より安い金額に決定できるようになること。また、認知症を除く障害者の入居者は、知的障害者が2名、精神障害者が5名である旨の答弁がありました。

また、委員より、使用料の滞納者の有無についての質問があり、滞納者がいることから納付の誓約により徴収に努めている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第26号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、市道の終点について質問があり、建設部長より、住宅の入り口までを市道として認定する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第57号平成29年度平川市水道事業会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第58号平成29年度平川市下水道事業会計補正予算（第3号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、一般会計からの出資金による収入について質問があり、水道部長より、下水道事業はハード事業に先行投資していることから、その借金を返済するための費用のほとんどを一般会計からの補助金や出資金により賄っているところでございます。少しずつでも赤字額を減らすためには、近い将来において収益的収支の均等を図るという観点で考えた場合、下水道料金の値上げも検討する必要がある旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成30年3月22日、建設経済常任委員会委員長、原田 淳。

（建設経済常任委員会委員長降壇）

○議長

建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した議案7件について一括採決いたします。

委員長報告は、各議案とも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいまの7件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

教育民生常任委員会に付託した13件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長
(長内秀樹議員)

おはようございます。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月6日の本会議において付託された議案審査のため、3月8日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には内山聖子を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案10件、補正予算案3件、計13件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第9号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、国民健康保険の県単位化による改正が含まれていることから、本案に対しては賛成できない旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第10号平川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第11号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第12号平川市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、県内の他市の状況について質問があり、健康福祉部長より、平成29年度の他市の子ども医療費給付対象者や保護者の所得制限の有無について答弁がありました。

また、予算の増額見込みについても質問があり、健康福祉部長より、中学生分約1,150万円程度の増額見込みである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第13号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第14号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、国民健康保険の県単位化による改正が含まれていることから、本案に対しては賛成できない旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第15号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、第7期介護保険事業計画について、第1号被保険者の保険料基準額が年間240円の増額になることから、本案に対しては賛成できない旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決されました。

次に、議案第16号平川市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、当市における指定地域密着型サービス事業者と指定居宅介護支援事業者の現状について質問があり、健康福祉部長より、指定地域密着型サービス事業者はおのえ荘や慶遊荘といった小規模の特別養護老人ホーム2事業者、グループホーム11事業者を指定していること、指定居宅介護支援事業者は緑風会、三笠苑及び平川市社会福祉協議会など12事業者が県から指定を受けている旨の答弁がありました。

また、高齢介護課長より、指定地域密着型サービス事業者については、そのほか小規模のデイサービス6事業者を指定している旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第17号平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、議案の改め文について「3年以上」を「1年以上」に緩和する内容や「午後6時から午前8時までの間」を削るという文言についての具体的な説明を求める旨の質問があり、健康福祉部長より、平成29年6月に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づく改正であり、利用者の通報を

受けての業務に従事するオペレーターの要件が3年から1年に緩和されたこと、午後6時から午前8時までの間という文言を削除することによって、時間にとらわれず随時サービスが提供できるようになったことである旨の答弁がありました。

また、議案名に介護予防のための効果的な支援の方法という文言が含まれていることから、これまでの介護予防施策の効果について質問があり、健康福祉部長より、介護給付の状況から少しずつではあるが効果が見えている旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第54号平成29年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第55号平成29年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案を議題といたしました。

これに対し委員より、健診受診者の増加に伴う補正について質問があり、健康福祉部長より、当初見込み1,245人に対し1,311人の受診者があり、66人の増となった旨の答弁がありました。

また、当市の後期高齢者医療の対象者数について質問があり、市民生活部長より、3月1日現在で5,407人である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第56号平成29年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算(第3号)案を議題といたしました。

これに対し委員より、葛川診療所の現状について質問があり、平川診療所事務長より、葛川診療所は平成29年4月に医師が変更となり、平川診療所と両診療所を兼務しているため、診療日数が週3日、年間130日前後に減り、診療報酬や負担金などの減額補正の見込みである旨の答弁がありました。

また、診療日数減による患者数への影響について質問があり、平川診療所事務長より、平成25年度年間患者数が2,902人、平成26年度が2,803人、平成27年度が2,621人、平成28年度が2,242人と右肩下がりであり、平成29年度は1,499人程度の見込みであるが、1日の平均患者数は診療日数減により上がっているとの答弁がありました。

また、年々患者数が減少している理由について質問があり、平川診療所事務長より、市内の3診療所の主な患者は高齢者であることから、お亡くなりになったことや施設入所などによる減少だと推測される旨の答

弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成30年3月22日、教育民生常任委員会委員長、長内秀樹。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

○議長

教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

まず、反対討論の通告がありました議案第9号、議案第14号及び議案第15号の3件について、1件ずつ議題といたします。

議案第9号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第9号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対し反対をします。

地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額に関する規定を改めるためのものであるが、国民健康保険の県単位化に伴う改正のために反対をします。以上、討論といたします。

○議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第9号平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

この採決は、起立により採決いたします。

委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 質疑を終わります。
- これより、討論を行います。原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。
- 17番、齋藤律子議員。
- 17番 議案第14号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
(齋藤律子議員) 反対をします。
- 平川市国民健康保険運営協議会の設置規定を定めるため所要の改正を行うものであるとしていますが、国保の県単位化に伴うものであることから反対をします。以上、討論とします。
- 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
- 議案第14号平川市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について採決いたします。
- この採決は、起立により採決いたします。
- 委員長報告は、原案可決です。
- 本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
- 議長 起立多数です。
- よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議案第15号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
- 会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。
- 御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
- これより、討論を行います。原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。
- 17番、齋藤議員。
- 17番 議案第15号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案について反対
(齋藤律子議員) をします。
- 第7期介護保険事業計画期間における65歳以上の保険料が引き上げとなっていることから反対をします。以上、討論とします。
- 議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
- 議案第15号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案について採決いたします。
- この採決は、起立により採決いたします。
- 委員長報告は、原案可決です。

○議長

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
起立多数です。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号から議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第24号及び議案第54号から議案第56号までの10件について、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの10件について、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第10号から議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第24号及び議案第54号から議案第56号までの10件について一括採決いたします。

委員長報告は、各議案とも原案可決です。

ただいまの10件を、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの10件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、予算特別委員会に付託した議案についてを議題といたします。

予算特別委員会に付託した26件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、登壇願います。

(予算特別委員会委員長登壇)

○予算特別委員会
委員長
(葛西清仁議員)

おはようございます。

3月6日の本会議において、予算特別委員会に付託されました平成30年度一般会計予算案始め議案26件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月6日、議員全員をもって予算特別委員会が組織され、私が委員長に、副委員長には小野敬子議員が選任され、3月14日、15日、19日の3日間、市長始め担当部長、課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議員全員による委員会でありますので、質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。

議案第27号平成30年度平川市一般会計予算案について、反対討論があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第28号平成30年度平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第29号平成30年度平川市介護保険特別会計予算案、議案第32号平成30年度平川市学校給食センター特別会計予算案の3議案については、異議がありましたので、起立採決の結果、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第30号平成30年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第31号平成30年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案及び議案第33号平成30年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案から議案第52号平成30年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの22議案については、異議もなく、原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会の報告を終わります。

平成30年3月22日、予算特別委員会委員長、葛西清仁。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長

予算特別委員会委員長報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

まず、反対討論の通告がありました議案第27号、議案第28号、議案第29号及び議案第32号の4件について、1件ずつ議題といたします。

議案第27号平成30年度平川市一般会計予算案を議題といたします。

原案に反対討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第27号平成30年度平川市一般会計予算案に対し、反対討論を行います。

「あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市」、第2次長期プランに掲げられた将来像を模索する平成30年度一般会計予算案は、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略や、2期目の長尾市長の平川らしさ実現に向けた7つを中心とした公約を盛り込み、歳入歳出合計207億円という、合併してこれまでの最大級の予算案となりました。

国の「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の方針を基調に組み立てたとの御説明でしたが、行財政の分野では行革が引き続き自治体に重く課せられ、統廃合、行政サービスの縮小、広域化など、これまでの抑制基調を引き継いだものとなっています。

第2子の保育料の無料化や中学卒業までの医療費無料化の拡充、子育て世代包括支援センターの開設や健康長寿のまちづくり、観光を始めと

する市長の公約の領域や空家対策などは、それぞれ予算がそれぞれに強化され予算化に至っていますが、特に後退が顕著なのが米づくりに対する農業関連予算となっています。国は、米政策に対して需要をみずから経営判断する農業へ変革するとして、米の需給と価格の安定に対する責任を放棄し、生産数量目標、減反を廃止しています。これと連動して、前年度に10アール当たり7,500円に半減した米の直接払交付金は全廃となり、農業収入になっていた関連予算がそっくり失われました。

また、今予算案に占める大きなものは、言うまでもなく合併特例債充当事業の本庁舎建設や緊急防災・減災事業の新体育館建設です。本庁舎建設は52億5,000万円の計画で進められてきましたが、3月19日の平川市当局、設計者の説明でも、基本設計の段階で既に大幅な超過となる見込みが示唆されています。本庁舎建設に際しては建設規模や建設費など、いまだ議論が途絶えることなく混乱していることから、その原因を計画段階からひもとき、将来に禍根を残さないよう問題整理に努力を講ずるべきだと思っています。

新体育館の建設費や建設規模に対しては、計画浮上当初から浅薄なもので、合併特例債と緊急防災・減災事業債をてんびんにかけるやり方で推し進められ、今後の平川市の財政規律にも大きくかかわっていくものと考察しています。今後の建設に対して、事業費の大幅な増額がないことを切に願うばかりです。

こうした大型事業が続く中、市民の福祉、健康、安全、暮らしの向上に不利益がこうむらないよう対策、予算計上に今後は努力をすべきものと思っています。

長期にわたり新世代までの負担の始まりを示唆する議案第27号平成30年度平川市一般会計予算案に対し、反対をします。以上、討論とします。

○議長

次に、原案に賛成討論の通告がありますので、8番、山田忠利議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

○8番

(山田忠利議員)

8番、山田議員。

議案第27号平成30年度平川市一般会計予算案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

新年度予算は、歳入歳出それぞれ207億円となり、過去最大の大型の予算規模となりました。大型建設事業が続く中、将来の財政運営が気にかかるところでありますが、財政当局の話によりますと、実質公債費比率や将来負担比率については健全化判断基準を大きく下回る予定とのことであり、大変安心している次第であります。

さて、平成30年度平川市一般会計予算案につきましては、第2次平川市長期総合プランのもと、将来像である「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現に向けて、プランに掲げる3つの基本目標に沿った施策に取り組むこととし、予算の重点配分がなされております。

中でも、長期総合プランにおける取り組みとして、「魅力あるひとつく

り」では、子ども医療給付費については中学生まで通院を拡大し、義務教育までの医療費の完全無料化を実施するほか、新たに助産師を配置し、妊娠期から子育て期にわたる支援の拠点として、子育て世代包括支援センターを開設する事業費などが盛り込まれました。このことは、人口減少に歯どめをかけ、子育てしやすさナンバーワンのまちづくりを進めるうえで、大いに期待されることとなっております。

また、「活力あるしごとづくり」や「住み続けたいまちづくり」の取り組みでは、ふるさと納税の返礼品を踏まえ、リンゴの生産者に対する応援のための「りんごのふるさと応援事業」や、食生活の改善を通して健康意識の向上を図る「減塩普及事業」、当市の立地企業に対する支援対策事業などの予算が措置されております。

さらには、市の将来を見据えた大型事業が予算計上され、平賀東小学校及び猿賀小学校改築事業や碓ヶ関総合支所・碓ヶ関公民館移転統合改修事業、防災拠点施設整備として市民体育館整備事業や各町会の集会施設改築・改修事業など、市民の期待と要望にこたえる予算となりました。

以上のことから、市民の福祉対策や教育環境の充実を図るために、しっかりと関係予算が確保されているとともに、第2次平川市長期総合プランの実現に向け、大胆かつきめ細かい目配りがなされた予算であると確信し、平成30年度平川市一般会計予算案に賛成するものであります。以上。

○議長

ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。
議案第27号平成30年度平川市一般会計予算案について採決いたします。
この採決は、起立により採決いたします。
委員長報告は原案可決です。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長

起立多数です。
よって議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第28号平成30年度平川市国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

原案に反対討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤議員。

○17番

（齋藤律子議員）

議案第28号平成30年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

平川市の国民健康保険は平成30年4月から制度改正が行われ、県が財政運営の責任主体となる県単位化に移行します。

新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず保険料が

高いという国民健康保険の構造問題は何ら解決しないばかりか、今後のいかんによっては負担増と徴収強化が迫られるおそれがあるものと言われています。

国民健康保険問題の解決に必要なのは、言うまでもなく国庫補助負担金を増やすことではないでしょうか。国庫補助負担金の大幅増額を求める声を平川市から上げると同時に、県に対しては、保険料抑制のための独自の繰り入れを行うことや保険料一元化をしないこと、市に対して法定外繰入解消や徴収強化の圧力をかけないことなど求めていくことが、今後大切かと思っています。

県単位化最初の予算である議案第28号平成30年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し、反対をします。

○議長

次に、原案に賛成討論の通告がありますので、12番、大川 登議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

12番、大川議員。

○12番

(大川 登議員)

議案第28号平成30年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成の立場から発言をさせていただきます。

国民健康保険制度は、平成30年度から安定的な運営を確保するため、市町村単位の運営から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営することになりました。

本予算案は、歳入においては国民健康保険制度改革を踏まえた、国民健康保険事業費納付金を支払うために必要な国民健康保険税率について、医療費水準や所得水準を分析した結果、保険税率を据え置くこととし、保険税負担に十分に配慮したものとなっております。

また、歳出の主なものである医療費については、被保険者が安心して医療を受けられるよう医療費総額の確保を最優先とし、健全な財政運営を保ったまま県単位に移行できること、また、保健事業が健全に運営されることを考慮した予算案であることから、賛成するものであります。

併せて、いままで何度も言いますが、この税は非常に高額な負担を求められる税制度であります。なくせるものではありません。ぜひ国が関与を強め、少しでも税負担を減らしていくことを強く要求いたします。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第28号平成30年度平川市国民健康保険特別会計予算案について採決いたします。

この採決は、起立により採決いたします。

委員長報告は原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号平成30年度平川市介護保険特別会計予算案を議題といたします。

原案に反対討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤議員。

○17番

(齋藤律子議員)

議案第29号平成30年度平川市介護保険特別会計予算案に対し反対をします。

その前に、第7期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画案、平川市のこうした計画案に対しては、国の方針に基づき実態に沿ったきめ細かな分析がなされています。計画を立てられた担当課のこれまでの御労苦には、心から感謝をする次第です。

しかし、第7期の事業計画には、介護保険料の引き上げ、また、8月から2割負担者のうち現役並み所得の利用者が3割負担に引き上げられること。また、介護保険からの卒業を迫る自立支援に交付金が出ることや、4月から実施の総合事業は、要支援者が利用する訪問・通所介護は保険給付ではなく市の事業の対象となること。これら、今後は自治体の裁量で実施されますが、第7期の事業計画にはこうした数々の改悪案が盛られていることから、制度は残って介護なしと言わざるを得ません。そのことから反対をするものです。以上、討論とします。

○議長

次に、原案に賛成討論の通告がありますので、20番、齋藤英仁議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

20番、齋藤英仁議員。

○20番

(齋藤英仁議員)

議案第29号平成30年度平川市介護保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

第7期介護保険事業計画の初年度となる平成30年度予算案は、65歳以上の高齢者が年々増加する中、介護を必要とする方やそれを支える家族が安心して生活していくために必要な介護サービスに係る給付費を計上しており、その財源としては、国県支出金や支払基金交付金のほか、介護保険財政調整基金から繰入金を計上することで第1号被保険者の保険料負担に配慮するなど、適正に予算計上されているものと思われま

す。また、地域支援事業費においては、介護予防事業や、在宅医療と介護を一体的に提供するための連携推進、高齢者の日常生活を支援する生活支援体制の整備など、高齢者を支えるための費用が確保されております。

よって本予算案は、介護保険制度を通して平川市の高齢者対策に対し積極的に取り組む姿勢が見受けられることから、賛成するものであります。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第29号平成30年度平川市介護保険特別会計予算案について採決いたします。

この採決は、起立により採決いたします。

委員長報告は原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号平成30年度平川市学校給食センター特別会計予算案を議題といたします。

原案に反対討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤議員。

○議長

○17番
(齋藤律子議員)

議案第32号平成30年度平川市学校給食センター特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

反対の理由はこれまでも述べてきたとおり、尾上学校給食センターを廃止し平賀学校給食センターへの統合の予算案であること。改修工事で生じた休止期間の発生や日額臨時職員の賃金への影響、また、児童生徒、保護者への影響や負担発生などがあることから反対をさせていただきます。以上、討論とします。

○議長

次に、原案に賛成討論の通告がありますので、10番、原田 淳議員の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

10番、原田議員。

○10番
(原田 淳議員)

議案第32号平成30年度平川市学校給食センター特別会計予算案につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

子どもたちの適切な栄養の摂取による健康の保持増進のため、学校給食には、安全・安心な給食を継続的に提供することが求められます。

また、給食を通して、望ましい食習慣や地域の伝統的な食文化等について正しい理解を図るという使命もあります。

このような観点から予算を見ると、老朽化してきた尾上給食センター対策のための施策、すなわち平賀学校給食センター増築・改修工事等が推進されることは、一層の施設の充実と衛生・安全管理が強化されることになり、将来的にも安心してぬくもりのあるおいしい給食を子どもたちに提供するという強い意志が確認できるものであります。

また、地元生産者との連携強化により給食食材の地産地消割合を高めることは、安全・安心な給食の提供ということのみならず、地域の食文化、食に係る産業、自然環境の恵みなどに関する子どもたちの理解の増進と、未来を切り開く子どもたちの育成に大きく寄与するものと言えます。よって、当特別会計予算案に賛成するものであります。以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第32号平成30年度平川市学校給食センター特別会計予算案について採決いたします。

この採決は、起立により採決いたします。

委員長報告は原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、議案第31号及び議案第33号から議案第52号までの22件について、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第30号、議案第31号及び議案第33号から議案第52号までの22件について一括採決いたします。

委員長報告は、各議案とも原案可決です。

ただいまの22件を、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの22件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、閉会中における議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会の継続調査についてを議題といたします。

始めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員会委員長より、各委員会の所管事務調査についてを、また、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び議会広報特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議のうえ実施していただきたいと思います。
以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じます。
これをもって、平成30年第1回平川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時18分 閉議及び閉会